

高齢者虐待防止に関する指針

令和5年8月1日

1.基本理念

高齢者に対する虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）（平成18年4月施行）を遵守し、その精神の基本である「尊厳の保持」をするため、いかなる時も虐待を行ってはならない。

高齢者虐待防止のための取り組みは、人権を守る取り組みであると理解し、その前段階に存在すると思われる「不適切なケア」を行わないように学び、理解を深め、自覚し、利用者の人権を尊重する「適切なケア」が提供できる環境を整える事を基本理念とし、この指針を定める

2.高齢者虐待の定義（高齢者虐待防止法における高齢者虐待の定義）（第2条第4項）

I 養護者における高齢者虐待

1) 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハまたはニに掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること
- ハ 高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること

2) 養護者または高齢者の親族が、当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

II 要介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉施設等の要介護施設の業務に従事する者が当該施設に入所し、その他当該施設を利用する高齢者について次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の業務を著しく怠ること
- ハ 高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な反応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- ホ 高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

《高齢者虐待の内容・具体例》

区分	内容	具体例
身体的虐待	暴力行為などで進呈に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口にいれる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰服用させたりして、身体拘束、抑制をする等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、いやがらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること	・排泄の失敗を嘲笑する、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口をいう ・侮辱をこめて子供のようにあつかう ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等
性的虐待	本人との間で合意形成されていないあらゆる形態での性的な行為またはその強要	・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスの強要をする等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること	・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等
ネグレクト (介護や世話の放棄・放任)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること	・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで空腹状態が長時間にわたって続く、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限するなどして使わせない等

《その他 近年増えている事例》

区分	内容	具体例
セルフネグレクト（自己放任）	高齢者が自らの意志で、または認知症やうつ状態などのため、判断能力や生活意欲が低下し、自らの意志で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されている状態	・物事や自分の周囲に関して極度に無関心になる ・何を聞いても「いいよいいよ」と言って遠慮をするなど、あきらめの態度が見られる ・室内や住居の外にゴミがあふれている、異臭がする、虫が湧いている状態 ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている
DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者やパートナーなど、親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力	・身体的暴力 ・精神的暴力 ・性的暴力 ・経済的暴力 ・社会的暴力

3.高齢者虐待・不適切ケアの防止

I 虐待につながる不適切なケアを防止する

日々の利用者の様子を観察し、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を発見できるように努める。
気づきは声に出し、全職員で検討する

II 適切な知識と自己研鑽

職員に定期的な研修を行い、虐待防止や身体拘束、その他の行動制限などについて正しい知識を身につける

III 身体拘束禁止

- ・基本的に身体拘束は禁止
- ・やむを得ず生命や身体への安全のために行う際には、3要件「切迫性・非代替性・一時的」を確認し適切な手続きのもとに行うこと

4.管理者の責務

I 管理者は職員に対する高齢者虐待防止のための研修の実施、虐待防止の各種措置を講じる責務を負うとともに、保険者に通報義務を負うものとする

II 職員から施設内外における虐待を受けたと思われる、またはその疑いがある案件の報告を受けた場合は速やかにこれを検証し、法人理事長の報告のうえ保険者に通報する

III また、通報を行った職員に対し、そのことを理由に解雇、その他不利益な扱いは一切行わない

通報連絡先一覧

(松東地域包括支援センター)	0852-24-1810
(松江市役所健康福祉部 介護保険課)	0852-55-5689

5.職員の責務

- I 職員は日頃より利用者に対し正しい倫理観のもと、不適切なケアをしない、見逃さない、許さないということを原則とし、もしも発見した場合には速やかに管理者へ報告する
- II 職員は高齢者虐待や不適切ケアにあたると思われる事案を発見した際には、速やかに虐待防止委員会担当者もしくは管理者に報告する
- III 職員は高齢者虐待の事案が発生した際に行われる調査において、隠ぺいすることなく協力すること

6.虐待防止委員会と担当者の責務

- I 担当者は高齢者その他から通報を受けた場合、速やかに委員会において情報を共有し、その後事実確認と調査をする
- II 担当者は虐待防止検討委員会に参加し、定期的に研修などにより職員へ理解と学習を促し早期発見に努める
- III 虐待防止検討委員会は虐待の可能性のある高齢者の通報を受けた場合、速やかに精査し法人、松江市へ報告する
- IV 虐待防止検討委員会は虐待の起きた経過や原因を調査し、繰り返すことの無いように検討し、職員へ周知徹底する

7.利用者等に対する当該指針の閲覧について

- I 当該指針はいつでも閲覧できるように施設内に掲示およびホームページ上で公表する
- II 当該指針は全職員へ配布し、周知徹底を図るとともに定期的な研修をおこなう

付則 この虐待防止指針については令和5年8月1日から施行するものとする